

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号 第04500005072号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1

氏名 株式会社 エスプレス大分 代表取締役 尾形 嘉博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日

平成31年2月23日

許可の有効年月日

令和8年2月22日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え・保管の有無 なし

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物  
以上16種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無

有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
昭和51年3月25日 シ1245-788	新規許可
昭和62年2月23日 シ1245-42-5	変更許可
平成6年2月23日 第4500005072号	更新許可
平成11年2月23日 第4500005072号	更新許可
平成16年2月23日 第4500005072号	更新許可
平成21年2月23日 第04500005072号	更新許可
平成26年2月23日 第04500005072号	更新許可
平成31年2月23日 第04500005072号	更新許可：優良基準適合認定、政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の追加
令和5年1月31日	変更届：代表者の変更
令和6年12月10日	変更届：代表者の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1 電話番号：097-569-2482

[事業場] 同 上 電話番号：同 上  
広島県広島市中区千田町2丁目4-6、4-21

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。